

入居にあたってのご注意

- ◆ 入居されるにあたっては、敷金が必要です。

敷 金

入居手続（契約）するときは、負担家賃の3か月分を敷金として納めていただきます。

退去時、この敷金については、原状回復に要する費用等を控除して、残額があればお返しいたします。なお、(収入に応じた家賃の負担となっている住宅では、) 畳・ふすま・クロス等の日焼による変色等々の経年変化に伴う原状回復に要する費用等については、家賃に含まれていないため、居住者のご負担となります。

- ◆ 入居されるにあたり、緊急連絡先を登録していただきます。
緊急連絡先は、同居されない方で国内に住所を有する、原則として入居者の親族の方を指定してください。

- ◆ 入居されますと毎月、家賃のほかに共益費を負担していただきます。

共 益 費

居住者が共同で使用する部分に要する費用（防犯灯・エレベーターの電気代や共用部分の水道代等）は、共益費として居住者の皆さまに負担していただきます。（3,000～5,000円程度）

※市営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人及び同居する者が暴力団員である場合は、入居できません。また、入居後に暴力団員であることが判明した場合又は入居後に暴力団員となったことが判明した場合は、住宅の明渡しの対象となります。

※市営住宅内では、犬・猫などのペットの飼育はできません。

※申込みされた市営住宅へ入居した後は、入居者全員が当該住宅に速やかに生活の本拠を移し、住民票を当該住宅に異動してください。

駐 車 場 について

- 市営住宅には、一部の住宅を除いて駐車場を設置していますが、全戸ご利用いただく台数はありません。
- ご利用いただける車には、名義、車両寸法などに制限があります。
- 同時に配布しております「随時募集（先着順受付）のご案内」又は「随時募集（追加募集）のご案内」に募集住宅駐車場の空き状況を掲載しております。
- 駐車場が満車のときは、順番待ちとなります。
- 申込みについては、住宅の入居契約後に担当の住宅管理センターにお問い合わせください。
- 駐車場使用料は、12,600円です。（一部を除く）
- 契約の際には、使用料の3か月分の保証金が必要です。

家賃について

- 市営すまいりんぐ(子育て応援型)、市営すまいりんぐ、市営特定賃貸住宅及び市営再開発住宅には家賃負担を軽減するため、家賃減額制度があります。この申込みのしおりに記載している負担家賃額は、家賃減額制度適用後の額です。
ただし、40・41ページの井高野第6住宅、▲市営再開発住宅及び★市営特定賃貸住宅の一部は定額の家賃です。
- 家賃の減額を受けるためには、入居後毎年定められた時期(例年8月頃)に家賃減額申請書を提出していただく必要があります。
- 申請書を提出された方について、決定家賃(近傍同種の住宅の家賃等)から収入区分に応じた負担家賃まで減額します。
- 家賃減額申請書を提出されない場合は、決定家賃が負担家賃となります。
- 家賃額については、今後制度等の改正により、改定される場合があります。

<負担家賃の求め方>

1. 負担家賃額は、世帯の収入と住宅の広さ、建設されてからの年数等に応じて決まります。
2. 月額所得額(※)を下の区分表にあてはめ、該当する収入の「区分」を確認してください。

※月額所得額の求め方

(1)10ページ及び11ページの方法によって算出される所得金額を合算し、

世帯の年間所得金額合計を算出します。

(2)同居者控除額を算出します。

$$\text{同居者控除額} = \left[\begin{array}{l} \text{同居する者及び現に所得税法上の扶養控除} \\ \text{を受けている親族の人数(本人を除く)} \end{array} \right] \times 38\text{万円}$$

(3)特別控除額を算出します(該当する方のみ)。(12ページ参照)

(4) (2)と(3)で算出した同居者控除額と特別控除額を合算し、控除金額合計を算出します。

(5)月額所得額を算出します。

$$\text{月額所得額} = \left(\text{世帯の年間所得金額合計} - \text{控除金額合計} \right) \div 12$$

3. 住宅一覧表の住宅別・住戸タイプ別の該当する「区分」に記載されている家賃額が負担家賃となります。
4. 入居後の負担家賃は、毎年度見直されます。

区分表

区分	月額所得額
区分3	123,000円 ～ 139,000円
区分4	139,001円 ～ 158,000円
区分A	158,001円 ～ 186,000円
区分B	186,001円 ～ 214,000円
区分C	214,001円 ～ 259,000円
区分D	259,001円 ～ 350,000円
区分E	350,001円 ～ 487,000円

※収入区分3・4の金額(収入区分4の上限の金額は除く。)は、入居する世帯のうち50歳未満の方にかかる所得金額が世帯全員の合計所得金額の2分の1以上ある場合に適用される金額です。

市営すまいりんぐ(子育て応援型)の概要

◇「市営すまいりんぐ(子育て応援型)」とは、公営住宅等の制度上の位置付けを変更し、既存の公営住宅等の一部を市営すまいりんぐ(中堅所得者層向け住宅)として募集する住宅です。

◇随時募集を行っている「市営すまいりんぐ(子育て応援型)」(18～23ページ)には、全戸浴槽や洗面化粧台の設置、3点給湯の設備が施されています。

◇募集は「新婚世帯・婚約者」及び「子育て世帯」の方を対象に行っています。

新婚世帯・婚約者として申込みされる場合は「夫婦(婚約者との構成で申込みされる場合は申込者と婚約者)のいずれもが申込日現在40歳未満であること」、子育て世帯として申込みされる場合は「高等学修了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む親子を中心とした2人以上の世帯であること」が必要です。

申込資格の詳細については6ページをご覧ください。

◇「市営すまいりんぐ(子育て応援型)」には、入居される方の家賃負担を軽減するための家賃減額制度があります。(詳しくは16ページをご覧ください。)

市営すまいりんぐ(子育て応援型)の間取図例

(注)実際の住戸のタイプは募集団地により異なります。

